

はじめに

市役所周辺まちづくり基本構想について

構想の目的

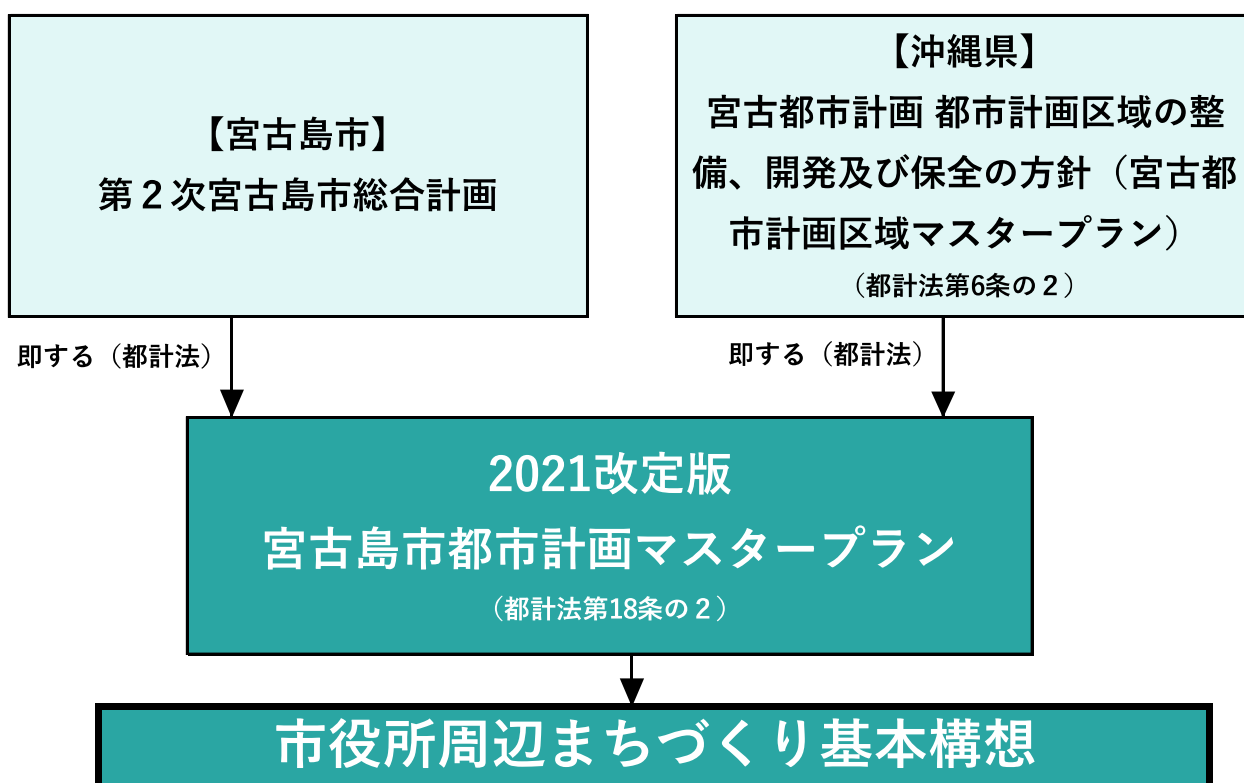
令和3年1月、宮古島市役所は、中心市街地の南東側、宮古空港の北西側の位置に移転しました。

宮古島市役所を核とする市役所周辺地区（以下、対象地区という。）は、「2021改定版 宮古島市都市計画マスタープラン（以下、都市計画マスタープランという。）」（令和3年4月）において、重点推進プロジェクトの一つ、「市役所を核とした新しいまちづくりの推進」に位置づけられ、計画的な都市基盤整備の推進や、市民交流拠点の形成を図ることとされています。

以上を受け、「市役所周辺まちづくり基本構想」（以下、本基本構想という。）は、対象地区のまちづくりの方向性や未来像を明らかにすることを目的として策定します。

基本構想の位置づけ

本基本構想は、都市計画マスタープランに位置づけられる重点推進プロジェクトの実現を図るための構想となります。



※都計法：都市計画法

都市計画マスタープランにおける位置づけと 対象地区の範囲

対象地区は、都市計画マスタープランにおいて、土地利用展開ゾーンのうちの新市街地ゾーンに位置づけられ、都市構造としては都市拠点の一つである市民交流拠点が含まれます。

対象地区の位置する平良地域の将来像と目標、及び重点プロジェクト「市役所を核とした新しいまちづくりの推進」の取組について以下に示します。

■地域づくりの将来像と目標【平良地域】

○地域づくりの将来像

人が集まるにぎわいとふれあいの地域づくり

○地域づくりの3つの目標

1. 港から広がるまちなか散策が楽しめる
中心商業地づくり
2. 安心して暮らせる健康・快適な
住環境づくり
3. 自然、歴史、文化にふれあえる
交流空間づくり

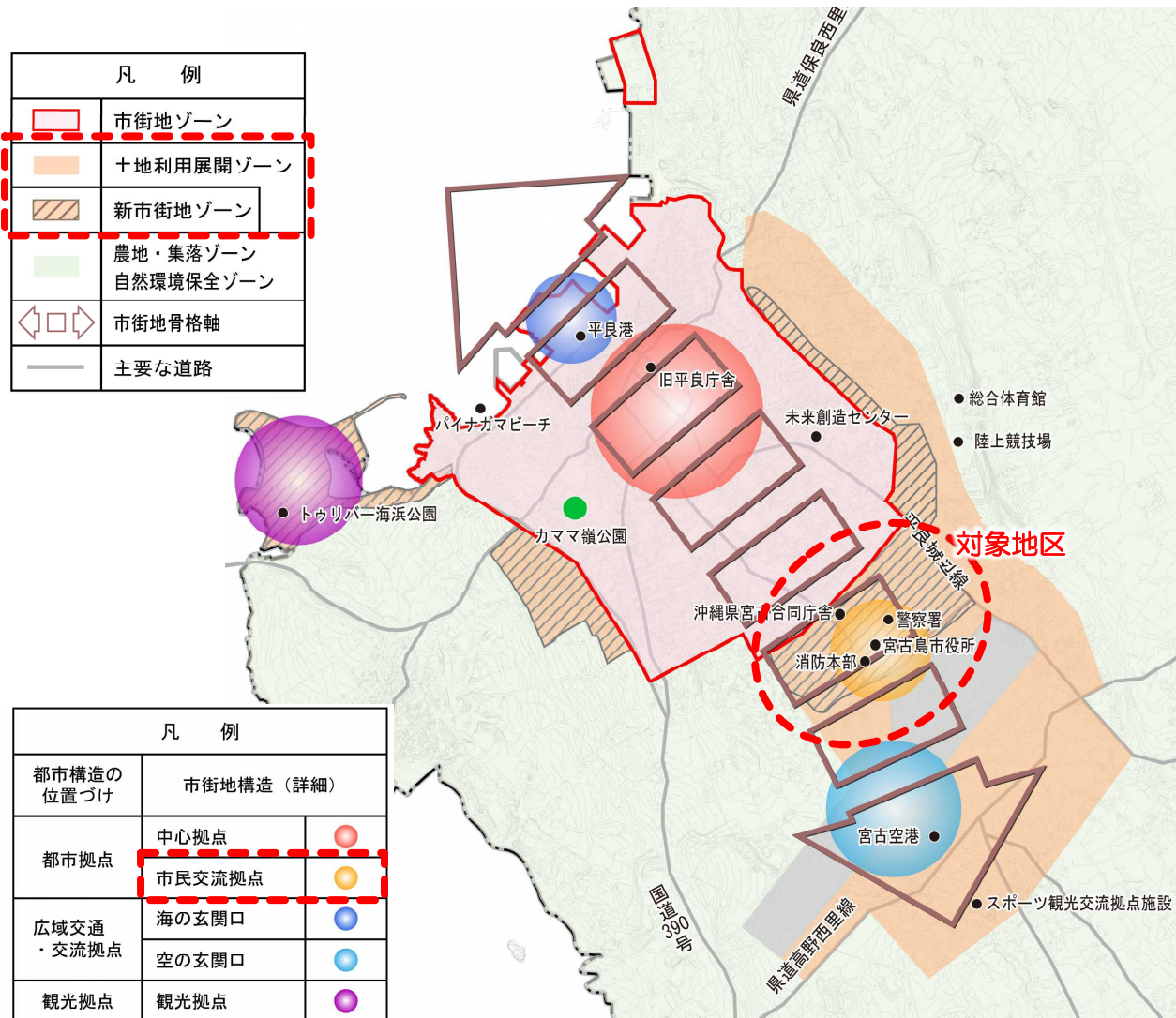


■重点推進プロジェクト<市役所を核とした新しいまちづくりの推進>

- ・市役所をはじめ、消防本部や沖縄県宮古合同庁舎等の公共施設が集積する市役所周辺地区では、市民サービス施設の集積や利便性の高い快適な住環境を創出するため、用途地域の指定等により、計画的な土地利用の整序・誘導を図るとともに、土地区画整理事業等の計画的な都市基盤整備を推進し、市民交流拠点の形成を図ります。
- ・また、平良市街地の中心拠点と市役所周辺の市民交流拠点の役割の異なる2つの拠点の連携と、海の玄関口である平良港、空の玄関口である宮古空港との連携を強化し、都市拠点としての一体性を高めていきます。

出典：2021 改定版 宮古島市都市計画マスタープラン

対象地の範囲は、空港の北西側に隣接する下図に示す約 100ha の範囲となります。



■都市計画マスタープランにおける土地利用展開ゾーンと新市街地ゾーンの位置づけ

- 土地利用展開ゾーン：市街地ゾーン周辺は、自然的土地利用との調和に配慮しつつ、都市的土地利用を補完する「土地利用展開ゾーン」として位置づけられています。
- 新市街地ゾーン：対象地区や空港を取り巻く地域は、土地利用展開ゾーンと位置づけられています。このうち、大規模な開発計画が進行するほか、市街化の進行が既にみられる、または今後予想される対象地区は、「新市街地ゾーン」と位置づけられています。

出典：2021 改定版 宮古島市都市計画マスタープランに加筆